



※1 ふるさと納税額から2,000円を控除した額が控除の対象となります。

※2 控除対象となるふるさと納税額は、総所得金額等の40%が上限です。

ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用された場合は、市民税・県民税から控除します。

※3 控除対象となるふるさと納税額は、総所得金額等の30%が上限です。

この部分の上限が  
所得割の1割→2割  
に拡充されました。